

## 平成29年度政策評価の実施に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条第1項の規定、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）及び「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成27年3月国家公安委員会・警察庁決定）に基づき、平成29年度政策評価の実施に関する計画を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 計画期間

この計画の計画期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

#### 2 事後評価の実施に関する計画

平成29年度中に実施する事後評価については、次のとおりとする。

##### (1) 実績評価方式による評価

平成29年度においては、「平成28年度政策評価の実施に関する計画」（平成28年3月国家公安委員会・警察庁決定）に基づき、別添1の基本目標及び業績目標について、平成28年度を評価期間とする評価書を作成する。

また、別添2の基本目標及び業績目標を設定し、平成29年度を評価期間とする評価を実施する。なお、評価書の作成は平成30年度に行う。

##### (2) 事業評価方式による評価

平成29年度及び30年度においては、それぞれ別添3のとおり評価を実施する。

#### 3 事前評価の実施に関する計画

新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他市民生活や社会経済に与える影響が大きい政策について、随時必要に応じて評価を実施する。

## 実績評価方式による評価

以下の基本目標及び業績目標については、平成28年度を評価期間とし、平成29年度に評価書を作成することとする。

### 基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保

- 業績目標 1 総合的な犯罪抑止対策の推進
- 業績目標 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
- 業績目標 3 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止

### 基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標 1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
- 業績目標 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標 3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
- 業績目標 4 捜査への科学技術の活用
- 業績目標 5 被疑者取調べの適正化

### 基本目標 3 組織犯罪対策の強化

- 業績目標 1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
- 業績目標 2 国際組織犯罪対策の強化

### 基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

- 業績目標 1 歩行者・自転車利用者の安全確保
- 業績目標 2 運転者対策の推進
- 業績目標 3 道路交通環境の整備

(注) 業績目標 3 の評価の実施に当たっては、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画に定められた重点目標に照らして評価を行うこととする。

### 基本目標 5 国の公安の維持

- 業績目標 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
- 業績目標 2 災害への的確な対処
- 業績目標 3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

### 基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

### 基本目標 7 安心できるIT社会の実現

- 業績目標 1 サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止

## 実績評価方式による評価

以下の基本目標及び業績目標については、平成29年度を評価期間とし、平成30年度に評価書を作成することとする。

### 基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保

- 業績目標 1 総合的な犯罪抑止対策の推進
- 業績目標 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
- 業績目標 3 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止

### 基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標 1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
- 業績目標 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標 3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
- 業績目標 4 捜査への科学技術の活用
- 業績目標 5 被疑者取調べの適正化

### 基本目標 3 組織犯罪対策の強化

- 業績目標 1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
- 業績目標 2 国際組織犯罪対策の強化

### 基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

- 業績目標 1 歩行者・自転車利用者の安全確保
- 業績目標 2 運転者対策の推進
- 業績目標 3 道路交通環境の整備

(注) 業績目標 3 の評価の実施に当たっては、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画に定められた重点目標に照らして評価を行うこととする。

### 基本目標 5 国の公安の維持

- 業績目標 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
- 業績目標 2 災害への的確な対処
- 業績目標 3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

### 基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

### 基本目標 7 安心できるIT社会の実現

- 業績目標 1 サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止

## 事業評価方式による評価

1 以下については、平成28年度までを評価期間とし、平成29年度に評価書を作成することとする。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第28号）により新設された規制
  - ・ 暴力的要求行為として規制する行為の追加
  - ・ 指定暴力団員による損害賠償請求等の妨害行為の規制
  - ・ 指定暴力団員による対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制

2 以下については、平成29年度までを評価期間とし、平成30年度に評価書を作成することとする。

- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号）により新設された規制
  - ・ 所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大
  - ・ 銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加
  - ・ 銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者に係る欠格期間の延長
  - ・ 高齢者に対する認知機能検査の導入
  - ・ 射撃技能に関する講習の受講義務の新設
  - ・ 年少者による空気銃の所持の制限
  - ・ 年少射撃資格の認定制度の創設
  - ・ 実包の所持状況の記録化
  - ・ 実包等の保管に係る努力義務の新設
  - ・ 行政調査に関する規定の整備
  - ・ 調査を行う間における銃砲の保管に関する規定の新設
  - ・ 猟銃安全指導委員の秘密保持義務の新設